

# 小杉小学校PTA弔慰・見舞規定

## 1 弔慰

### (1) PTA会員が死亡した場合

- ・PTAより香典10,000円と花輪一对を支給する。
- ・PTAから会長(または副会長)が会葬する。
- ・学校から校長(または教頭)と担任が会葬する。

### (2) 児童が死亡した場合、(1)に準ずる。

### (3) 学校教職員及びその配偶者、実子が死亡した場合、(1)に準ずる。

## 2 見舞

### (1) 常任委員や学校教職員が病気やけがで1週間以上入院の時は、会長と顧問、副会長が協議して見舞をする。

### (2) その他、会員が火災や水害等の災害を受けた時は、その都度会長と副会長が協議して決定し、後に常任委員会の承認を受ける。

### (3) 児童が病気やけがで1週間以上入院の時は、会長と顧問、副会長が協議して見舞をする。

## 3 その他

### (1) 本規定による弔慰、見舞の返礼は一切受けない。

### (2) 慶事等のお祝いはいししない。(特別の場合は別途協議する)